# 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令 （平成元年政令第二百五号）

#### 第一条（法第二条第四項第一号の政令で定める要件）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第一号の政令で定める要件は、診療所が附置されていることとする。

#### 第二条（法第二条第四項第三号ロの政令で定める事業）

法第二条第四項第三号ロの政令で定める事業は、身体上又は精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある老人につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業とする。

#### 第三条（基金の財源に係る国の負担）

法第六条の規定により、国が都道府県に対して負担する額は、同条に規定する都道府県事業の内容、これに要する経費の額及び同条の基金により支弁する経費の範囲その他の事情を勘案し厚生労働大臣が定めるところにより算定した当該基金の財源に充てるために必要な資金の三分の二に相当する額とする。

#### 第四条（大都市等の特例）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第十一条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の三十一の二第一項に定めるところによる。

##### ２

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第十一条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十第一項に定めるところによる。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年四月一日政令第一四三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日政令第一五四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日政令第一五五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年六月二五日政令第二二五号）

この政令は、公布の日から施行する。